

## 介護予防訪問リハビリテーション利用料金

令和8年2月1日～

介護保険分 料金項目	算定期間	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問リハビリテーション費	毎回	¥318	¥635	¥953
短期集中リハビリテーション実施加算	1回単位、起算日より3ヶ月まで	¥213	¥426	¥640
口腔連携強化加算	月に1回まで	¥53	¥107	¥160
退院時共同指導加算	1回につき	¥640	¥1,279	¥1,919
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	毎回	¥6	¥13	¥19
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	月単位	所定単位数×5/100を加算		
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	毎回	¥-53	¥-107	¥-160
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	毎回	¥-32	¥-64	¥-96
同一の建物居住者20名以上に実施した場合	月単位	所定単位数×90/100に減算		
同一の建物居住者50名以上に実施した場合		所定単位数×85/100に減算		
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×99/100に減算		
業務継続計画未策定減算		所定単位数×99/100に減算		

介護保険外 自費利用料金(税込み)		
郵送事務手数料	施設が発行する請求書等を紙で発行した場合	380 円/月